

NCPR インストラクターの皆様へ

日本周産期・新生児医学会
新生児蘇生法委員会

今般の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、更新のための履修である「スキルアップコース（以下Sコース）」が全国各地で需要にお応えできる開催数が確保出来ない状況で更新のお手続きが取れないというご意見をふまえ、現在2020年9月末までの更新対象者についてeラーニングでの更新を可能とする特別措置を取っております。

しかしながら、現在の感染状況を見ますと今年度、需要を満たすスキルアップコースの開催は地域によっては不可能であると判断をいたしまして、特別措置を2021年3月末日まで延長することといたしました。

対象者には通知をしておりますが、自施設の更新期限がせまっている認定者からSコースの開催についてお問合せがあることも想定されるため、周知のほどよろしく願いいたします。

COVID-19の流行状況は地域により大きく異なり、既に7月以降「医療の質の維持と向上」を目的に院内教育として開催いただいている施設は徐々に増えており、蘇生法委員会として一律にコース開催の中止の勧告を行う予定はございません。また開催にあたっての感染防止対策につきましても、対象者が院内のみ・地域のみ限定する等多岐に渡っておりますため、一律に指針を設けることもございませんが、主催者にて検温の実施・マスクの着用の徹底・換気等にご配慮のうえ開催運営の方針の決定をお願いいたします。

引き続き、インストラクターの皆様がその地域の感染状況を勘案して実施することの利益・不利益のご判断のうえ学習機会の提供の継続に何卒ご協力のほどよろしく願いいたします。

【特別措置について】

① 2021年3月末日までに有効期限を迎えるA・B・Jの修了認定者

お持ちの認定期間が3年間の方は、本来スキルアップコースが必修でしたが、特別措置としてeラーニングでの更新を可能といたします。

また、期限が切れた後でもスキルアップコースの受講が可能でしたら、受講後に更新を受理いたします。

② フォローアップコース未履修でインストラクターの期限が切れる方

トレーニングサイトで行われるフォローアップコースは徐々に開催を再開しておりますが、期日までにフォローアップコースの受講ができないインストラクターは、期限が切れてからフォローアップコースをご受講のうえ更新お手続きを取ることが出来ます。

※期限が切れている期間もインストラクター活動を可能といたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本周産期・新生児医学会事務局 新生児蘇生法普及事業
電話:03-5228-2017 FAX :03-5228-2104 E-mail: info@ncpr.jp